

「院内トリアージ」実施時の算定について

夜間、休日などの時間外において（救急車等で緊急搬送された方以外の）「初診料」を算定する患者様に対して、来院後、速やかに医師または看護師により受診の可否及び緊急性について判断をして診察を行なった場合に限り、診療費に以下の点数を含めて算定させていただきますのでご承知おき下さい。

院内トリアージ実施料（300 点）

（例：3 割負担の方→300 点=3000 円 x3 割=900 円）

《上記に該当する時間帯》

夜間－18 時～24 時、（翌）0 時～7 時

休日－日曜、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

－「院内トリアージ」とは－

病院に多数の傷病者が収容された場合、迅速な救命活動・応急処置をおこなうため各々の患者様の重症度を評価し、その緊急度に応じて診療の"優先順位"を選別して治療にあたることです。